

# 札幌市障がい者スポーツ競技用具貸出要領

〔平成30年8月8日スポーツ部長決裁〕

## (趣旨)

第1条 この要領は、札幌市障がい者スポーツ競技用具貸出要綱（以下、「要綱」という。）第9条の規定に基づき、障がい者スポーツの競技用具（以下、「競技用具」という。）の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

## (貸出物品)

第2条 貸し出しの対象となる競技用具の名称、数量、保管場所（搬出・搬入場所）並びに搬出及び搬入が可能な時間は、別表のとおりとする。

## (貸出期間)

第3条 競技用具の貸し出しの期間は、原則として1週間以内とする。

## (受付)

第4条 要綱第4条第1項の規定による貸し出しを希望する内容の連絡は、先着順で受け付けることとする。

## (競技用具の貸し出し及び返却)

第5条 要綱第5条第1項の規定により貸し出しの決定を受けた申請者は、要綱第5条第2項により送付された使用承諾書を競技用具の保管場所に持参し、競技用具の貸し出しを受けることとする。

2 申請者は、使用承諾書に定めた期限までに、競技用具を保管場所に返却することとする。

3 貸し出し及び返却の際の競技用具の運搬は、申請者が行うこととする。

## (競技用具の管理)

第6条 貸し出しの決定を受けた申請者は、競技用具の取り扱いに留意するとともに、破損や紛失等の事態が生じないように管理を行うものとする。

## (転貸及び譲渡の禁止)

第7条 申請者は、貸し出しされた競技用具を他のものに転貸し、又は担保に供してはならない。

## 附 則

この要領は、平成30年8月8日から施行する。

附 則 令和3年1月12日一部改正

附 則 令和4年3月30日一部改正

附 則 令和6年4月9日一部改正

この要領は、令和6年4月9日から施行する。

## 別表

競技用具の名称	数量	保管場所（搬出・搬入場所）	搬出及び搬入が可能な時間
競技用車いす	10台	みなみの杜高等支援学校 (南区真駒内上町4丁目7-1)	原則として学校開放事業を実施している時間。(年末年始を除く)
競技用車いす (子ども用)	Sサイズ5台 Mサイズ5台		
シッティングバレーボール用支柱及びネット	1セット		
ゴールボール用ボール	2個		
アイマスク	24枚		
カラーコーン (高さ22cm)	20個		
ボッチャ用スロープ	1台		
ボッチャボールセット	2セット	スポーツ部企画事業課 (中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル9階)	平日の午前8時45分から午後5時15分まで。(年末年始を除く)
	6セット		
シットスキーセット	14セット	中島体育センター (札幌市中央区中島公園1-5)	
シットスキー用ローラー	2個		